

大学のキャリア教育・職業教育の転換期 —新課程のインパクトをいかに受け止めるか?—



九州大学教育学部長
吉本 圭一

よしもと・けいいち

東京大学教育学部卒業、博士（教育学）。九州大学人間環境学研究院主幹教授。人間環境学研究院副研究院長。中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会、専修学校の質の保証・向上に関する調査研究会の委員を歴任。日本インターンシップ学会会長。

2014年度から専修学校に「職業実践専門課程」がスタートした。中教審特別部会の委員を務めた吉本圭一教授に、この課程の創設に至る経緯と、大学がキャリア教育・職業教育を行うにあたり、この課程設置の影響をどのように受け止めるべきか寄稿してもらった。

企業との連携を強め 新たな魅力形成をめざす

2014年度から「職業実践専門課程」がスタートした。これは、「職業実践的な教育に特化した枠組み」*1の趣旨を生かした先導的試行とされ、専修学校専門課程のうち職業実践的な教育としての条件を満たすものを認定する制度である。専門学校の新たな魅力形成への胎動を予感させる。

日本の教育制度は普通教育中心に発達し、第三段階教育*2においても、職業準備に焦点を絞った教育は、一部の学校種や学科等のみがこれを担い、その役割について大学では十分な認知がされないままできた。特に、文系大卒ホワイトカラー層については、企業内訓練による職業能力形成が重視され、新卒採用時には職業専門的な知識や技能が問われることがなかったためでもある。今日、大学進学率が上昇

する中で、雇用多様化による非正規雇用が拡大し、大卒ホワイトカラー採用は厳選化した。学卒の就職と職業展望が困難な状況下において、2009年に中教審特別部会で、「高等教育段階の職業教育」が審議されることになった。

審議に込められていたもう一つの課題に「専門学校的一条校化」がある。専門学校教育は、特定の職業分野の教育を担って発展してきたものの、その学校教育法上の位置付けが問題だったからである。職種に細分化・特化した専修学校は、確実に職業専門分野の教育を担ってきたが、専修学校制度は、各種学校をベースに発足し、制度の輪郭の曖昧さを残している。ある面では、それは他の学校種との扱いの格差を助長し、またある面では制度の「柔軟さ」が専修学校の発展をもたらしたとも指摘されてきたのである。

中教審特別部会では、諸外国の制度例もふまえ、審議した。著者も委員の

一人として、目的・手段・統制の面から「職業の職業による職業のための教育」として理解すべきであるとの主張をした。答申は、キャリア教育との対比から「一定の、または特定の職業に従事するために必要な知識、技能、態度を育む教育」と職業教育を定義した。

2011年には「職業実践的な教育に特化した枠組み」の整備を提言する答申が出た。専修学校の制度改革だけを想定したものではないが、2012年から「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議」で、枠組みの具体化に向けての議論が続けられた。

まず、既存の専修学校制度の質保証と社会的認知向上のため、「制度の柔軟さと曖昧さ」の払拭に向けて、2013年3月に「専修学校における学校評価ガイドライン」が制定された。そこでは第三者評価までは求めず、むしろ学校関係者評価に焦点をあてる。それはある面、大学の認証評価以上に明確に、

教育プログラムの方向性を自覚的に点検・評価・確認するものとなっている。

そして同年7月の「職業実践専門課程」創設において、企業関係者等と連携した学校評価と教育改善のサイクルを保証するという、大学と異なる固有のアプローチを宣言した。「学校評価ガイドライン」*3が極めて重要な基盤となっていることがわかる。

認定のプロセスが 質向上の取り組みになる

職業実践専門課程の輪郭は、図表の通りである。学校評価に限らず、あらゆる基準に「企業その他関係機関との連携」が盛り込まれている。

これまで専門学校は優れた職業教育を行っていても、法制度上は学校として認められていなかった。その意味で、「企業その他関係機関との連携」という規定は、将来的には専修学校全体の実質的なスタンダードとして機能していく可能性も想定される。

この課程の特長を見ると、目的に、「実務に関する知識、技術及び技能を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成する」と、他の学校種の場合であれば学校教育法で規定された、教育方法論を含む目的条文に相当する記述がある。教育課程においては、「企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成」が求められ、企業等関係者が加わる「教育課程編成委員会」等の例示がされている。さらに、実習・演習等、教員の資質向上、学校評価、その全てに「企業等との連携」の確保が求められている。

これは学校「組織」の設置に関するものではなく、「企業等との連携」を明確にした「教育プログラム」の目的・方法・統制の規定である。その課程認定

に関する実施要領では、「連携」の協定書、「教育課程編成委員会」や「学校関係者評価委員会」の委員名簿、個人および企業等の同意書まで提出を求め、その実質を問うている。

この課程は、従来の専門学校教育が個々に持っていた卓越した要素を全ての次元で統合している。すでにお分かりの通り、この課程

創設の政策は、多数の専門学校がそれぞれの教育プログラムを見直し、質的向上への取り組みを喚起するものである。申請のプロセス自体が、専門学校の質的向上の取り組みとなり、認定によって社会にもその魅力をアピールできる。まさしく大学教育にとって脅威というべきであろう。

大学は機能に対応した 実践的専門学修の導入を

大学が職業教育の充実を図るとき、こうした取り組みは大いに参照できる。特に大学の場合、準拠すべきステークホルダーを「企業等」というよりも、「地域・産業・職業」など多様に、また広範囲で設定することが適切である。大学の機能別分化の議論が待たれるが、大学は自らの機能に応じて、職業実践的な専門課程の方法論を取り込むべきだろう。

大学でも職業への移行支援は行われてきたが、多くは教育プログラムと切り離された、就職対策・キャリア意識形成支援にとどまっていた。企業からの社会人基礎力の要請も、大学専門分野に対する企業側の理解が限られ

【図表】職業実践専門課程の創設について（報告）より抜粋

目的	<p>専門課程のうち、企業その他関係機関との連携の下、当該課程の目的に応じた分野における実務に関する知識、技術及び技能を教授し、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することにより、専門課程における実践的な職業教育の水準の維持向上を図り、もって生涯学習の振興に資すること。</p>
認定基準	<ul style="list-style-type: none"> ●当該専門課程の修業年限が2年以上であること。全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は62単位以下であること。 ●企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成（改善・工夫を含む）を行っていること。 ●企業等と密接かつ組織的な連携体制を確保して、実習、実技、実験又は演習を行っていること。 ●教員に必要な専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能並びに、指導力の修得・向上を目的として、企業等との連携の下、研修を組織的に行っていること。 ●学校の自己評価に加え、企業等が委員として参画する学校関係者評価を実施し、公表していること。

たまま、しばしば専門分野の入り口である低年次の共通教育において「エンプロヤビリティ（雇用者に求められる能力）形成が語られたりしている。

しかしながら、社会に送り出す際の要は、職業に向けての「しつけ」であり、専門学修における「ディシプリン」である。そして、職業実践専門課程が「企業との連携」を通して前者を追究するのであれば、後者を探究するのが大学であろう。

「企業等との連携」の延長には「企業がお客様、学生は商品」と宣言する学校も出てくるだろう。しかし、大学の場合には、「学生」をお客様扱いしてキャリア教育で何かを教え込もうとするのではなく、大学の本来の姿に立ち戻って、学生を「主役」として、アクティブラーニング（能動的学修）を促し、インターンシップやPBLなどに組み合わせていくことが大切であろう。それらを専門教育と密接に関連付け、「地域・産業・職業」との統合的な学修（work integrated learning）を、学位プログラムの中に組み込むことで、大学らしい「キャリア教育・職業教育」の一体化した取り組みが実現できるのではないだろうか。

*1 中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」（答申）で示された考え方。
*2 諸外国で中等教育（第二段階教育）の上に、大学セクター、非大学セクターでの体系的な教育が普及し、これを第三段階教育と把握している。

*3 学校評価方法についての指針。